

「指定通所介護（デイサービス）」重要事項説明書

坂祝町デイサービスセンター
(岐阜県指定 第2171300383号)

当事業所はご利用者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者.....	1
2. 事業所の概要.....	2
3. 事業実施地域および営業時間.....	2
4. 職員の配置状況.....	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	2~6
6. 苦情の受付について.....	6
7. 事故発生時の対応について.....	5

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人坂祝町社会福祉協議会
- (2) 法人所在地 岐阜県加茂郡坂祝町黒岩153番地1
- (3) 電話番号 0574-27-1222
- (4) FAX番号 0574-26-8974
- (5) 代表者氏名 会長 石原 好弘
- (6) 設立年月日 平成5年9月21日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所
- (2) 事業所の目的 要介護状態にある高齢者に対し、適切な指定通所介護を提供することを目的とします。
- (3) 事業所の名称 坂祝町デイサービスセンター（平成12年3月28日指定）
- (4) 事業所の所在地 岐阜県加茂郡坂祝町黒岩153番地1
- (5) 電話番号 0574-27-1223
- (6) FAX番号 0574-48-8013

- (7) 管理者氏名 山口 利江
- (8) 事業所の運営方針 可能な限りその居宅において、その有する能力の応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消および心身機能の維持ならびにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話および機能訓練等の介護その他の必要な援助を行います。
- (9) 開設年月日 平成12年4月1日
- (10) 利用定員 30人 【通常規模型通所介護】

3. 事業実施地域および営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 坂祝町全域
- (2) 営業日および営業時間

営業日	月曜日から土曜日（12月30日から1月3日までを除く）	
受付時間	月～土	8時30分～17時30分
サービス提供時間帯	月～土	9時30分～16時35分

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤
1. 管理者	1人	
2. 生活相談員	4人（うち3人介護職員兼務）	
3. 介護職員	5人（うち3人生活相談員・1人調理職員兼務）	4人
4. 介護助手	1人	
5. 看護職員兼機能訓練指導員		4人

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 利用料金が介護保険から給付される場合 (2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割、一定以上の所得がある方は8割もしくは7割）が介護保険から給付されます。

☆実施内容等については、居宅サービス計画に沿い、事業所とご利用者で協議したうえで通所介護計画に定めます。

〈サービスの概要〉

①送迎

- ・ご利用者のご自宅から施設までの送迎を行います。時間は、お迎えが8時15分～10時30分、お送りが16時35分～17時30分の間に送迎を実施しております。

②入浴

- ・入浴または清拭を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・ご利用者の排泄の介助を行います。

④日常生活動作訓練

- ・ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な動作訓練を実施します。

⑤個別機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて個別機能訓練計画を作成し、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

〈サービス利用料金(1回あたり)〉(契約書第7条参照)

ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担金)をお支払いください。(利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります)

☆ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担金を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

☆ご利用者に提供する食事に係る費用は別途いただきます。((2)①参照)

☆下記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【基本部分：通所介護費(通常規模型)】

所要時間	利用者の 要介護度	通所介護費			
		基本利用料	利用者負担金		
			1割	2割	3割
3時間以上 4時間未満	要介護1	3,700	370	740	1,110
	要介護2	4,230	423	846	1,269
	要介護3	4,790	479	958	1,437
	要介護4	5,330	533	1,066	1,599
	要介護5	5,880	588	1,176	1,764
4時間以上 5時間未満	要介護1	3,880	388	776	1,164
	要介護2	4,440	444	888	1,332
	要介護3	5,020	502	1,004	1,506
	要介護4	5,600	560	1,120	1,680

	要介護5	6,170	617	1,234	1,851
5時間以上 6時間未満	要介護1	5,700	570	1,140	1,710
	要介護2	6,730	673	1,346	2,019
	要介護3	7,770	777	1,554	2,331
	要介護4	8,800	880	1,760	2,640
	要介護5	9,840	984	1,968	2,952
6時間以上 7時間未満	要介護1	5,840	584	1,168	1,752
	要介護2	6,890	689	1,378	2,067
	要介護3	7,960	796	1,592	2,388
	要介護4	9,010	901	1,802	2,703
	要介護5	10,080	1,008	2,016	3,024
7時間以上 8時間未満	要介護1	6,580	658	1,316	1,974
	要介護2	7,770	777	1,554	2,331
	要介護3	9,000	900	1,800	2,700
	要介護4	10,230	1,023	2,046	3,069
	要介護5	11,480	1,148	2,296	3,444

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算額			
	基本利用料	利用者負担金		
		1割	2割	3割
入浴介助加算Ⅰ（1日につき）	400円	40円	80円	120円
入浴介助加算Ⅱ（1日につき）	550円	55円	110円	165円
個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ	760円	76円	152円	228円
個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	560円	56円	112円	168円
個別機能訓練加算Ⅱ	200円	20円	40円	60円
科学的介護推進体制加算	400円	40円	80円	120円
中重度者ケア体制加算 （1日につき）	450円	45円	90円	135円
サービス提供体制強化加算Ⅱ （1回につき）	180円	18円	36円	54円
介護職員処遇改善加算Ⅲ	1月の利用料金（基本部分＋各種加算減算）の8.0％ ※区分支給限度額の算定対象からは除かれます。			

※入浴介助加算Ⅰは、入浴介助を行った場合に算定します。

※入浴介助加算Ⅱは、専門職員等が利用者様宅を訪ねて浴室の環境を確認しそれを踏まえた個別計画書を多職種連携のもとで策定し計画に沿って入浴介助を事業所で実践した場合に算定します。

※個別機能訓練加算は、理学療法士、作業療法士、看護職員がご利用者の居宅を訪問したうえで、個別機能訓練計画を作成し、その後3月ごとに1回以上、ご利用者の居宅を訪問したうえで、ご利用者又はそのご家族に対して機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行っている場合に算定します。それぞれの

要件を満たした上で、機能訓練を行った場合、加算（Ⅰ）ロと加算（Ⅱ）イをそれぞれ算定します。

※個別機能訓練加算Ⅱは、個別機能訓練加算（Ⅰ）に加えて、個別機能訓練計画等の内容を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けている場合に算定します。

※科学的介護推進体制加算は、利用者ごとの、日常生活動作値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出しており必要に応じてサービス計画を見直すなどサービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合に算定します。

※中重度者ケア体制加算は、要介護度3以上の利用者の占める割合が、全体の30%以上であり、看護職員を1名以上配置し、かつ所定の員数より介護職員又は看護職員を常勤換算法で2名以上配置している場合に算定します。

※サービス提供体制強化加算は、介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が50%以上の場合に算定します。

※介護職員処遇改善加算は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。

（２）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第7条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①食事（昼食・おやつ）の提供にかかる費用

ご利用者に提供する食事（昼食・おやつ）の材料費や調理等にかかる費用です。

料金：昼食 600円 おやつ 100円

②日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

アメニティ：70円

（３）利用料金のお支払い方法（契約書第7条参照）

前記（１）、（２）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

ア. 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：めぐみの農業協同組合（坂祝支店、坂祝北支店）、郵便局

イ. 下記指定口座への振り込み

指定金融機関 めぐみの農業協同組合 坂祝支店

口座名義人 社会福祉法人坂祝町社会福祉協議会 会長石原好弘

預金種別 普通

口座番号 9207503

指定金融機関	めぐみの農業協同組合 坂祝北支店
口座名義人	社会福祉法人坂祝町社会福祉協議会 通所介護事業 会長石原好弘
預金種別	普通
口座番号	0005363
指定金融機関	坂祝郵便局
口座名義人	社会福祉法人坂祝町社会福祉協議会
口座番号	00810-2-60791

(4) 利用の中止、変更、追加 (契約書第8条参照)

○利用予定日の前に、ご利用者の都合により、通所介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただしご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日をご利用者に提示して協議します。

6. 苦情の受付について (契約書第20条参照)

(1) 当事業所における苦情の受付

○当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口 [氏名] 兼松 右京

受付時間 毎週月曜日～土曜日 8:30～17:30

○第三者委員

山本 秀司 氏 (坂祝歯科医院院長) 0574-25-6677

武山 ひとみ 氏 (人権擁護委員) 0574-26-2968

(2) 行政機関その他苦情受付機関

坂祝町役場福祉課介護保険係	所在地	岐阜県加茂郡坂祝町取組46-18
	電話番号	0574-26-7111
	F A X	0574-27-1808
	受付時間	8:30～17:15
岐阜県国民健康保険団体連合会	所在地	岐阜県岐阜市下奈良2丁目2番1号
	電話番号	058-273-1111
	F A X	058-277-0431
	受付時間	8:30～17:15

岐阜県運営適正化委員会	所在地	岐阜県岐阜市下奈良2丁目2番1号
	電話番号	058-278-5136
	F A X	058-278-5137
	受付時間	9:00~17:00

7. 事故発生時の対応について（契約書第21条参照）

事業者がサービス提供に際して事故が発生した場合は、医師や家族、居宅介護支援事業所、県・町への連絡等の措置を適切に行います。なお、事故が発生した際には、その原因を究明し、再発防止のための対策を講じます。

令和 年 月 日

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定通所介護事業所 坂祝町デイサービスセンター
 説明者氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。

私は、サービス担当者会議等において、自己に対する介護サービス提供に必要な範囲で自己の個人情報を用いることに同意しました。

利用者 住 所 岐阜県加茂郡坂祝町
 氏 名 印

署名代行者

私は、本人に代わり、上記署名を行いました。私は本人の契約意思を確認しました。

住 所
 氏 名 印

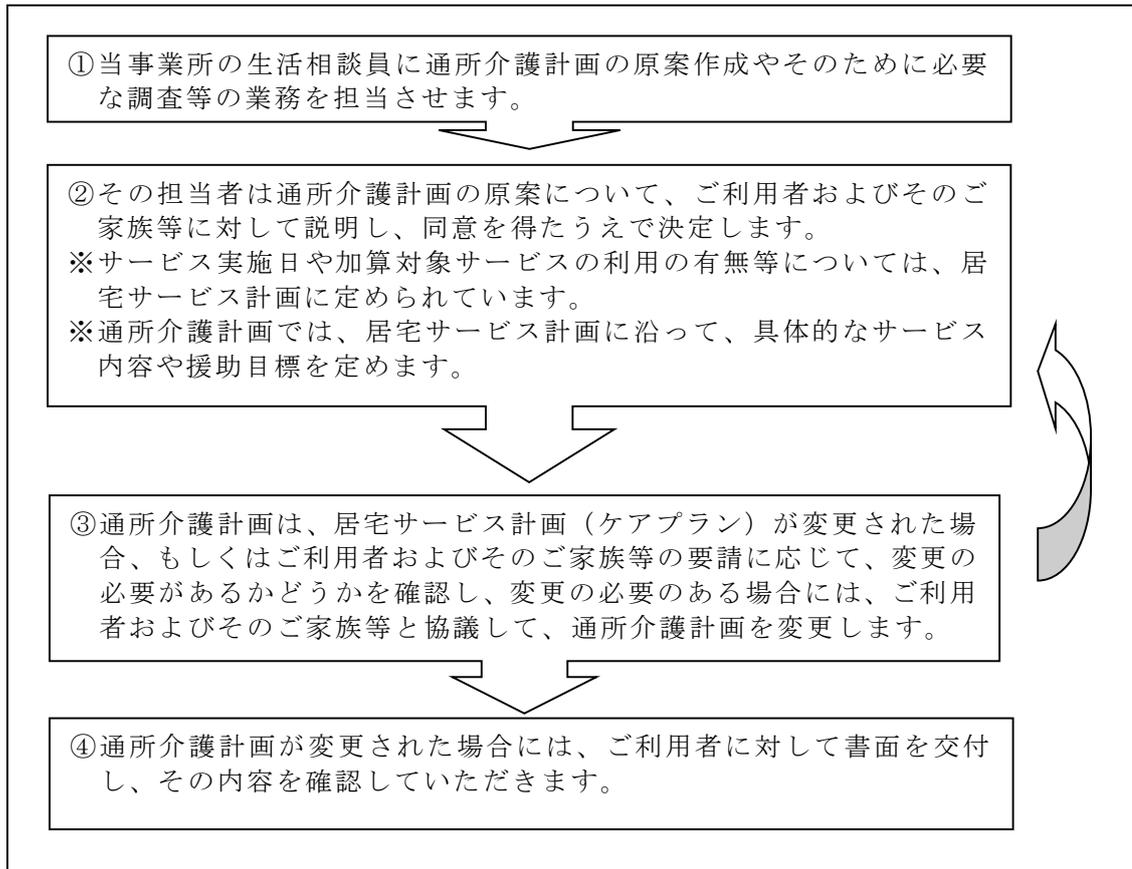
(続柄:)

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「通所介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次のとおりです。
(契約書第3条参照)



- (2) ご利用者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次のとおりです。

① 要介護認定を受けている場合

- 居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。
- 通所介護計画を作成し、それに基づき、ご利用者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。（償還払い）



居宅サービス計画（ケアプラン）の作成

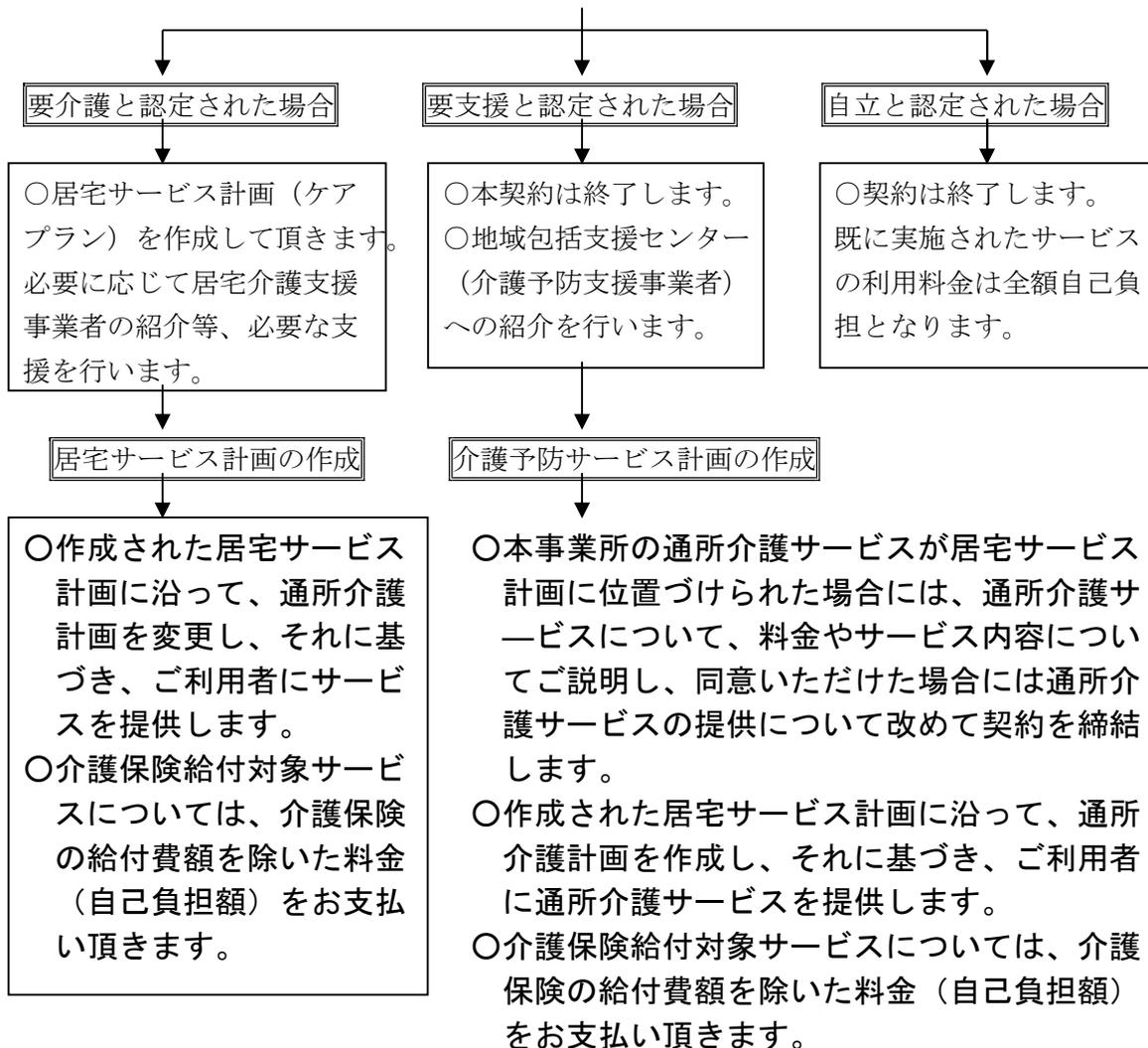


- 作成された居宅サービス計画に沿って、通所介護計画を変更し、それに基づき、ご利用者にサービスを提供します。

○介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

②要介護認定を受けていない場合

○要介護認定の申請に必要な支援を行います。
○通所介護計画を作成し、それに基づき、ご利用者にサービスを提供します。
○介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。（償還払い）



2. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条参照）

当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、ご利用者およびご家族等から聴取、確認します。
- ③ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご利用者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご利用者へのサービス提供時において、ご利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑤事業者およびサービス従事者は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)
ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。
また、ご利用者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご利用者の同意を得ます。
サービス担当国会議など、利用者に係る他の介護予防支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、利用者又はご家族等の個人情報を用いるものとします。

3. サービスの利用に関する留意事項

(1) 施設・設備の利用上の注意 (契約書第12条参照)

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用してください。
- 当事業所の職員や他のご利用者に対し、迷惑をおよぼすような宗教活動、政治活動、営利活動等を行うことはできません。

(2) 喫煙

喫煙スペース以外での喫煙はできません。

4. 損害賠償について (契約書第13条、第14条参照)

当事業所において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意または過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

5. サービス利用をやめる場合 (契約の終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日からご利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。(契約書第16条参照)

- ①ご利用者が死亡した場合
- ②要介護認定又は要支援認定によりご利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
- ⑥ご利用者から解約または契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照ください）

（１）ご利用者からの解約・契約解除の申し出（契約書第１７条、第１８条参照）

契約の有効期間であっても、ご利用者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の２日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①ご利用者が入院された場合
- ②ご利用者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ③事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が故意または過失によりご利用者の身体・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

（２）事業者からの契約解除の申し出（契約書第１９条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご利用者が、契約締結時にその心身の状況および病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご利用者による、サービス利用料金の支払いが３か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご利用者が、故意または重大な過失により事業者またはサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

（３）契約の終了に伴う援助（契約書第１６条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

個人情報利用目的

坂祝町デイサービスセンターでは、お客様の尊厳を守り、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおりとします。

【利用目的】

お客様の介護保険サービス及びその他の福祉保健サービス等の利用促進、適切かつ円滑な運営を図ることを目的とします。またサービス担当者会議など、お客様に係る関係医療機関、他の介護保険事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報を用いられる方の事前の同意を文章で得た上で、お客様又はそのご家族様等の個人情報を用いらさせていただきます。

【個人情報の種類】

- ・利用者台帳
- ・アセスメント票
- ・通所介護計画書
- ・給付管理票
- ・利用者一覧表
- ・主治医の意見書（写）
- ・要介護・要支援認定調査票（写）
- ・介護保険証（写）
- ・契約書、重要事項説明書 等

【その他の情報の取り扱いについて】

上記の情報の取得やその他の機会において、お客様から相談を受けた事項は、ご本人の同意のない限りは、担当者以外に伝えることはありません。